

第 4480 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 5月10日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 課税売上割合が95%以上かどうかの判定

Q：当社の今期の消費税の課税売上割合は、94.5678%です。四捨五入をすると95%になりますから、課税仕入れ等の税額の全額を控除することができるのでしょうか？

A：95%未満となりますので、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法によって仕入控除税額の計算を行うこととなります。

【解説】

消費税法では、平成24年4月1日以後に開始する課税期間からは、その課税期間における課税売上割合が95%以上であって、かつ、課税売上高が5億円以下の事業者に限り、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除対象とすることができるとされています。

95%以上であれば課税仕入れ等に係る消費税額の全額が控除できますが、95%未満となると、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法によって仕入控除税額の計算を行わなければならない、その課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除できなくなってしまいます。

したがって、課税売上割合が95%以上かどうかというのは非常に重要になるのですが、この課税売上割合の端数処理は行わないこととなっていますので、ご質問の場合は95%未満ですので、その全額を控除することは認められず、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法によって仕入控除税額の計算を行うこととなります。

